



[審査証明番号/有効期限]	BCJ-審査証明-213/2024年3月18日
[技術の名称]	室内空气中の揮発性有機化合物低減技術(建材) 「タイガーハイクリンボード」
[依頼者(審査証明取得者)]	吉野石膏株式会社

[技術概要]

タイガーハイクリンボードは、建築物の内装用下地材や内装材として広く使用されているせっこうボードの優れた性能を保持したまま、室内空气中のホルムアルデヒドを吸収分解し、ホルムアルデヒド濃度を低減する建材である。吸収分解したホルムアルデヒドを再放出しないこと、室内空気を汚染する新たな化学物質を放散しないことが試験により確認されている。



写真1 ハイクリンボードを壁、天井に施工した室内(仕上げ材施工前)

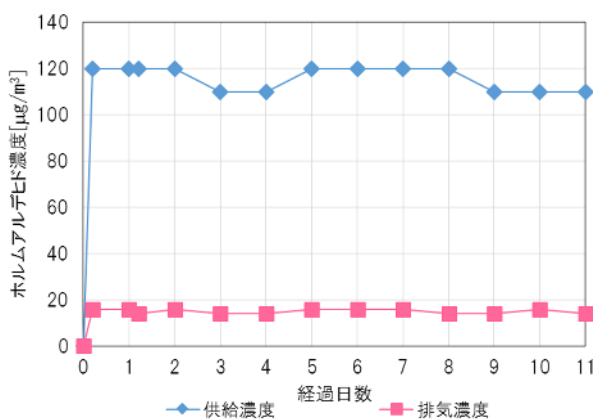


図1 ホルムアルデヒドの低減性能
(JIS A 1905-1 小型チャンバー法)

[開発の趣旨]

建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律による建築物のホルムアルデヒド対策が進むなか、竣工後、建築物利用者により持ち込まれる家具等の一部には、未だホルムアルデヒドを放散するものが存在する。このため、健康的な住空間、執務空間の確保に寄与し、通常のせっこうボードと同様に施工可能な付加価値のある内装用下地材を開発するに至った。

[開発目標および審査証明結果]

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 想定される居住環境下において、内装用建材として一般に使用されるせっこうボード (JIS A 6901 : 2014) を設置した場合と比較し、ホルムアルデヒドの著しい低減効果を有し、かつ、その低減効果が持続するものと判断される。
- (2) ホルムアルデヒドの低減性能が、想定される居住環境下で通常予想される温度、湿度の影響によって著しく効果が損なわれないものと判断される。
- (3) 想定される居住環境下で新たな空気汚染源とならないものと判断される。
- (4) 使用目的に応じて必要とされる性能、機能及び施工性等の品質を有するものと判断される。

[本技術の問い合わせ先]

- ・企業名：株式会社 吉野石膏 DD センター
- ・TEL：03-3284-1181
- ・技術紹介サイト

<http://www.yoshino-gypsum.com/>